

「寺院における災害対策」

日本テンプルヴァン（株） 井上拓郎

「災害に備える」

明けましておめでとうございます。 本年も宜しくお願ひ申し上げます。

昨年末、公益財団法人日本漢字能力検定協会が発表し、清水寺の森清範貫主が揮毫（きごう）した2025年の世相を表す一字「今年の漢字」は「熊」でした。全国各地で熊による人身被害や経済活動へ深刻な影響を及ぼしました。また各地の都市部にも熊が出没し、人と自然との共存・共生について考えさせられる年となりました。熊による被害は灾害と同様に、対策を準備しても完全に防ぐことは難しいかも知れませんが、事前に備えて被害を減らす事が重要です。

ここでいう災害とは自然現象（天災）や人為的原因（人災）によって、人命や社会生活に被害が生じる事態の事を言いますが、この様な灾害を未然に防止し、灾害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、灾害の復旧を図ることを防災と言います。東日本大震災以降、毎年のように大きな地震や異常気象などによる自然災害により、各地で大きな被害を及ぼしておりますが、それに伴い皆さんも防災（災害対策）についての関心が強くなっているのではないでしょ

「災害時に寺院に出来る事」

うか。災害対策の基本はリスクを正しく理解し、どういった影響を及ぼすのかを想定し備える事です。寺院には特有のリスクがあり、管理者である代表役員は、それのリスクに対策をしなければなりません。例えば、古い木造の建築物がある（地震発生時の建物倒壊リスク）、広い境内に多くの樹木がある（台風や強風時に倒木のリスク）、境内を万年堀で覆っている（地震や老朽化による倒壊リスク）、敷地内に山林や崖がある（大雨時に土砂災害や崖崩れのリスク）、ハザードマップで水災リスクが高い（洪水、土砂災害、高潮、津波のリスク）、大勢の人々が参加する行事がある（万が一の際の難踏事故のリスク）など、これらのリスクを未然に防ぐ勤めを果たさなければなりません。

もし発生原因に過失があつた場合、管理者である代表役員の管理責任を問われる場合があるので注意が必要です。対策としましては、地震や台風被害などの自然災害に対しては損害保険（火災保険や地震保険、賠償保険）に加入したり、建物の倒壊には耐震補強をしたり、崖崩れなどには擁壁工事をしたりと、これらの対策により想定される被害を減らす事によって、結果として永続的な寺院運営に寄与するものと思われます。

かつて寺院はその地域に古くから存在し、近隣住民との様々な関りを持っていました。時代は変わり寺壇関係や近隣住民との関係性が希薄化しております。一度、大規模な災害が起ると、その地域一帯が被災地域となり、寺院も含めた近隣の住民も被災者となります。もし寺院が甚大な被害を被つていないのであれば、出来る事から始めては如何でしょうか。相互扶助の精神をもつて、近隣地域で寺院ならではの活動を行つてみては如何でしょうか。施設を開放して一時避難所や指定避難所となり、境内を開放して炊き出しを行つたり、井戸を開放したり、トイレやお風呂を利用してもらつたりと、出来る事から実践すればいいと思います。東日本大震災の時には、100ヶ寺以上の宗教施設が緊急避難所となつておりました。こういった取り組みは一朝一夕では出来ませんし、寺院での取組を近隣地域で認識してもらう必要がある為、平時より開かれたお寺にする事が重要です。それは宗教とは関係のない事でも構わないのです、催しを企画し、寺院の存在を認識してもらう事により、公益法人として役割を果たすことが出来るのだと思います。そして災害復興と同様に寺院の興隆に繋がるものと信じております。皆さんにとつて良い一年となる事を祈念しております。